南房総市危険木伐採支援事業の補助制度について

住宅への被害を防止するため、危険木（枯死木、枯損木、傾斜木及び倒木）の伐採および撤去、処分に対する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

１　補助対象者

➢　住宅に被害を与えるおそれのある危険木を所有する人

➢　危険木により住宅に直接的な被害を受けるおそれのある人

２　補助要件

➢　森林法第5条第1項に基づく地域森林計画の対象となっている森林内の危険木の伐採、撤去または処分に要する経費。

➢　農地、住宅地（公共施設、事業場の敷地を含む。）などとして使用される土地の危険木は、補助対象としない。

３　助成内容

➢　補助率2分の1で上限30万円

４　その他

➢　事業の実施を検討している人は、農林水産課までご相談ください。

５　事業の流れ

1. 農林水産課へ事前相談

補助対象となるか

市職員が現地確認

↓

1. 工事業者への相談・見積り

↓

1. 市へ「補助金交付申請書」提出

～添付書類～

1. 見積書の写し
2. 位置図
3. 事業実施前の写真
4. 危険木を所有する者の事業実施承諾書

(補助対象者が危険木所有者でない場合)

↓

1. 市より補助金交付決定通知

↓

1. 工事請負契約・工事着手

↓

1. 市へ「完了実績報告書」提出

↓

1. 補助金交付

南房総市役所　農林水産部農林水産課

林業水産振興係

電話　0470-33-1071

FAX　0470-20-4592